

火災安全改修に関するモデル事業に対しては最大100%の補助！  
建物の防火安全性・避難安全性の向上を支援します

# 建物の防火性能を高めよう

## 建築物火災安全改修事業のご案内



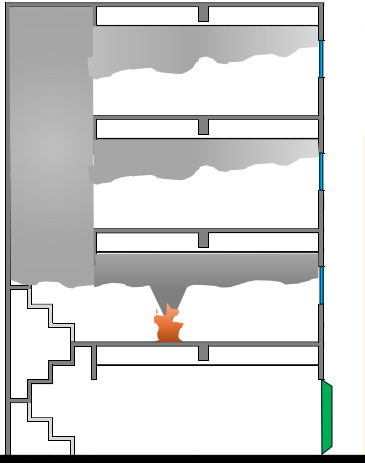
詳細は裏面をご覧ください

# 既存建築物の防火上・避難上の安全性の向上を目指した改修を促進する環境整備及びモデル的な取組みを支援します！

**1. 直通階段が1つしかない建築物や直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物に、安全な避難経路を確保する改修を支援します。**

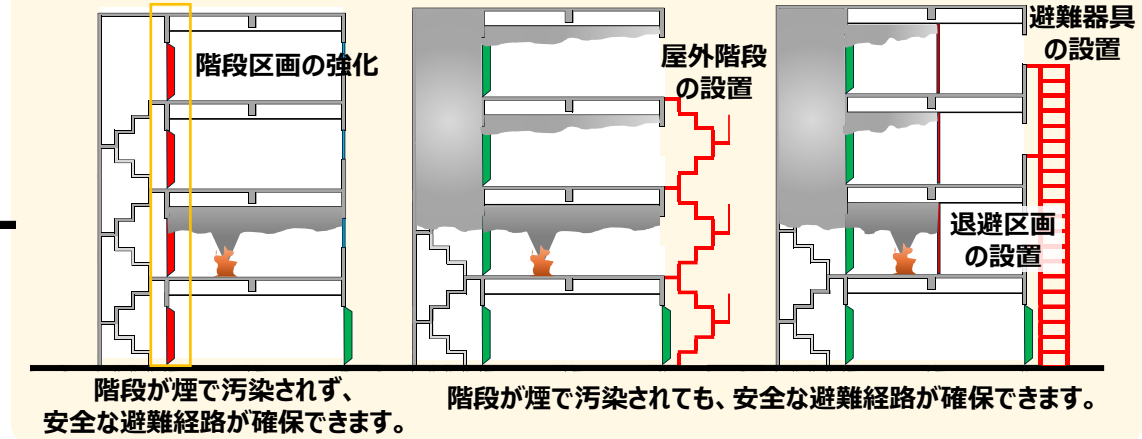


直通階段が1つしかない建築物や直通階段が防火防煙区画化されていない建築物は、火災が発生すると階段を介して上階へ煙が侵入して、安全性が大きく損なわれます。



改修の対象となる建築物のイメージ  
①直通階段が1つしかない建築物  
②直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない建築物

階段周りの区画性能を向上することや避難階段を増設することで、安全な避難が可能となります。

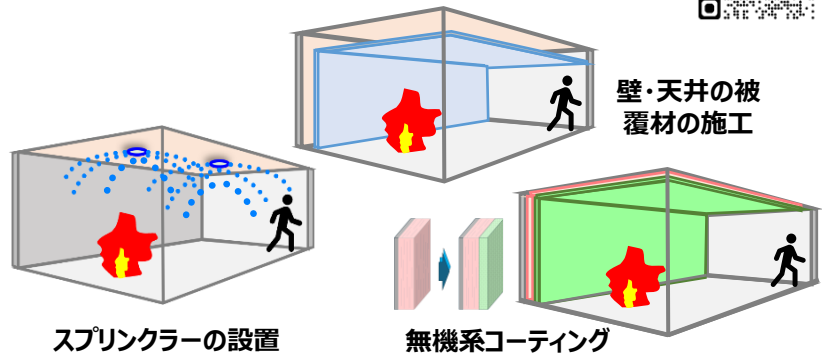


階段が煙で汚染されず、安全な避難経路が確保できます。 階段が煙で汚染されても、安全な避難経路が確保できます。

**2. 特定の防火材料をあらわして施工した建築物の避難安全性を高める改修を支援します。**



難燃処理等を行った吹付けウレタンフォーム等は、防火上の性能を有していますが、特殊な閉鎖的な空間に限って、急激な燃焼拡大が生じるおそれがあります。万が一に備えて安全性を向上させる場合に、支援を活用できます。



スプリンクラー設備の設置や被覆材を施工することで、急激な燃焼拡大を抑制することができます。

## ○対象建築物

- 以下のいずれかの条件に該当する3階以上の建築物
  - 直通階段が一つである
  - 直通階段等の堅穴部分が防火・防煙区画化されていない
- 安全性向上ガイドラインで対象とする防火材料（不燃ウレタン等）が施工された建築物

## ○詳細はこちら

火災安全改修



## ○事業主体・内容・補助率

| 事業内容  | 事業主体・補助率      |            |
|---|---------------|------------|
|   | 民間事業者等（間接）    | 地方公共団体（直接） |
| ①火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業<br>・火災安全改修のための計画の策定<br>・火災安全改修に係る普及啓発、専門家派遣等 | 国1/3<br>地方1/3 | 国1/2       |
| ②火災安全改修に関する事業<br>・調査設計計画<br>・火災安全改修（※1）                               | 国1/3<br>地方1/3 | 国1/3       |
| ③火災安全改修に関するモデル事業（R8～R10）<br>・モデル的な取組（※2）                              | 国10/10        | 国10/10     |

※1：改修の結果、直通階段又は当該改修を行った各階が火災に対して避難上安全な構造となること、もしくは当該防火材料が施工された建築物について、防火上の安全性が向上されること。直通階段が一つの建築物の改修については、所有者は、各テナントに対し火災安全改修ガイドラインを周知すること等の要件を満たす必要。  
※2：技術的な工夫又は事業プロセスの工夫が必要な火災安全改修に関するモデル的な取組であること。事業主体は事業の実施により得られた成果・知見を国に報告すること等の要件を満たす必要。

※本事業は民間事業者への直接補助ではなく、地方公共団体を通じた間接補助となります。地方公共団体による補助制度の整備が必要です。